



男女共同参画

「個性を活かし、互いにきらめく参画社会」をめざして

第4次三種町男女共同参画推進計画

令和4年度～令和7年度



令和4年 月

秋田県 三種町

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	3
3 計画期間	3
4 計画の推進体制	3
5 計画の進行管理	3
6 第3次男女共同参画計画の達成状況	4
7 計画の基本的な考え方	5

第2章 計画の体系と施策の内容

1 計画の体系	6
2 施策の内容	7
基本目標1 あらゆる分野における男女の活躍推進	7
施策の方向1 一人ひとりが活躍し続けられる職場づくりの推進	7
施策の方向2 一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進	8
基本目標2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現	10
施策の方向3 ライフステージに応じた健康づくりへの支援	10
施策の方向4 性暴力やハラスメント等の根絶	11
基本目標3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化	12
施策の方向5 人権の尊重と理解促進	12
施策の方向6 行政分野等における率先した取組の促進	13
3 計画の指標	14

参考資料

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

平成11年に制定された「男女共同参画社会基本法^{*1}」では、男女共同参画社会^{*2}の実現を21世紀におけるわが国の最重要課題として位置づけ、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を示しました。

令和2年度には国の「第5次男女共同参画基本計画^{*3}」が策定され、目指すべき社会として次の4つが提示されています。

- ①男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ②男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

こうしたことを受け、秋田県では平成14年4月施行の「秋田県男女共同参画推進条例」に基づき、「一人ひとりが個性と能力を十分に発揮できる持続可能な活力ある社会の実現」を目標とした「第5次秋田県男女共同参画推進計画」を令和3年3月に策定しました。

本町においても、男女共同参画社会基本法に基づき、平成19年3月に「第1次三種町男女共同参画計画」を策定以降、5年ごとに計画を見直しなが、男女共同参画の推進に取り組んできました。

本計画は、第3次計画が令和3年度までのため、令和4年度からの第4次三種町男女共同参画推進計画として策定します。また、国際社会が一致して取り組みを進めているSDGsについても同時に推進します。

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標)とは

世界が直面するさまざまな問題に対し、世界が一丸となって取り組むための共通目標です。

2015年に日本を含む193の国連加盟国の合意のもとに採択されました。

2030年までに達成できるよう世界の国々が取り組むべき17の目標と169のより具体的な目標(ターゲット)が示されています。(2ページ参照)

SDGs持続可能な開発目標 17 のゴール

<p>1 貧困をなくそう</p> 	<p>目標1 貧困をなくそう</p> <p>あらゆる場所であらゆる形態の貧困に終止符をうつ</p>	<p>2 飢餓をゼロに</p> 	<p>目標2 飢餓をゼロに</p> <p>飢餓を終わらせ、食料の安定確保と栄養状態の改善を実現し、持続可能な農業を促進する</p>
<p>3 すべての人に健康と福祉を</p> 	<p>目標3 すべての人に健康と福祉を</p> <p>あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する</p>	<p>4 質の高い教育をみんなに</p> 	<p>目標4 質の高い教育をみんなに</p> <p>すべての人々に包括的かつ公平な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</p>
<p>5 ジェンダー平等を実現しよう</p> 	<p>目標5 ジェンダー平等を実現しよう</p> <p>ジェンダーの平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワーメント(権限付与)を図る</p>	<p>6 安全な水とトイレを世界中に</p> 	<p>目標6 安全な水とトイレを世界中に</p> <p>すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する</p>
<p>7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> 	<p>目標7 エネルギーをみんなにそしてクリーンに</p> <p>すべての人々に手頃で信頼でき、持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する</p>	<p>8 働きがいも経済成長も</p> 	<p>目標8 働きがいも経済成長も</p> <p>すべての人々のための持続的、包摂的かつ経済成長、生産的な完全雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する</p>
<p>9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> 	<p>目標9 産業と技術革新の基盤をつくろう</p> <p>強靭なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに技術革新の拡大を図る</p>	<p>10 人や国の不平等をなくそう</p> 	<p>目標10 人や国の不平等をなくそう</p> <p>国内及び各国家間の不平等を是正する</p>
<p>11 住み続けられるまちづくりを</p> 	<p>目標11 住み続けられるまちづくりを</p> <p>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靭かつ持続可能にする</p>	<p>12 つくる責任 つかう責任</p> 	<p>目標12 つくる責任 つかう責任</p> <p>持続可能な消費と生産のパターンを確保する</p>
<p>13 気候変動に具体的な対策を</p> 	<p>目標13 気候変動に具体的な対策を</p> <p>気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を講じる</p>	<p>14 海の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標14 海の豊かさを守ろう</p> <p>海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する</p>
<p>15 陸の豊かさを守ろう</p> 	<p>目標15 陸の豊かさを守ろう</p> <p>陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地の劣化の阻止および逆転、生物多様性損失の阻止を図る</p>	<p>16 平和と公正をすべての人に</p> 	<p>目標16 平和と公正をすべての人に</p> <p>持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任のある包摂的な制度を構築する</p>
<p>17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> 	<p>目標17 パートナリシップで目標を達成しよう</p> <p>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化化する</p>		

2 計画の位置づけ

この計画は、国の第5次男女共同参画基本計画、第5次秋田県男女共同参画推進計画及び三種町みらい創造プランなどの各種計画との整合性を図り、本町が男女共同参画を推進するための指針とすることと併せ、次に示す3つの計画と一体的に策定します。

○男女共同参画社会基本法第9条および第14条第3項に規定する「市町村男女共同参画計画」

○女性の職業生活における活躍の推進に関する法律^{※4}（平成27年法律第64号）第6条第2項に規定する「市町村推進計画」

○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第2条の3第3項に規定する「市町村基本計画」

3 計画期間

令和4年度から令和7年度までの4か年計画とし、令和8年度以降は三種町みらい創造プランと一体的に策定します。

4 計画の推進体制

（1）行政が率先して男女共同参画社会の実現を推進するため、庁内各課等が一丸となって取り組みます。

（2）男女共同参画社会の実現のためには、すべての住民が主体的に取り組める環境づくりが必要なことから、あきたF・F推進員^{※5}の積極的な登用を図り、関係機関と連携を強化しながら効果的な施策を進めます。

5 計画の進行管理

男女共同参画に関する施策を効果的に推進するため、毎年、三種町みらい創造プランと一体的に検証を行い、必要に応じた見直しを行います。

6 第3次男女共同参画計画の達成状況

第3次計画では、「個性を活かし、互いにきらめく参画社会」を基本理念とし、4つの主要課題に対して12の基本施策と11の指標により推進及び進行管理をしてきました。

令和3年度時点で達成したのは「女性職員の管理職比率」等3指標、未達成は「審議会等の女性委員の参画率」等8指標となっています。

第3次三種町男女共同参画計画の数値目標の達成状況

項目	第3次策定時	目標値	実績値	達成状況
審議会等の女性委員の参画率	18.1%	30%	21.7%	未達成
町女性職員の管理職比率	15.4%	20%	25.5%	達成
女性の自治会長	2人	*1	2人	未達成
町男性職員の育児休業取得率	0%	*1	1人(R2)	達成
乳がん検診受診率	31.2%	50%	39.5%(R1)	未達成
子宮がん検診受診率	31.0%	50%	20.2%(R1)	未達成
介護予防サポーターの養成	0人	10人	0人	未達成
延長保育事業	4施設	6施設	5施設	未達成
休日保育事業	0施設	3施設	0施設	未達成
病児・病後児保育事業	0施設	1施設	1施設	達成
一時預かり保育事業	4施設	6施設	4施設	未達成

(令和3年4月1日時点)

*1：現状値と比べより向上を目指す。

7 計画の基本的な考え方

1 基本理念

「個性を活かし、互いにきらめく参画社会」

これまでの基本理念を継承し、家庭、職場、学校、地域のあらゆる場面で男女共同参画が浸透することにより、住民一人ひとりが固定的な性別役割分担にとらわれず、互いに尊重しあい、自分らしい生き方を実現できるまちを目指します。

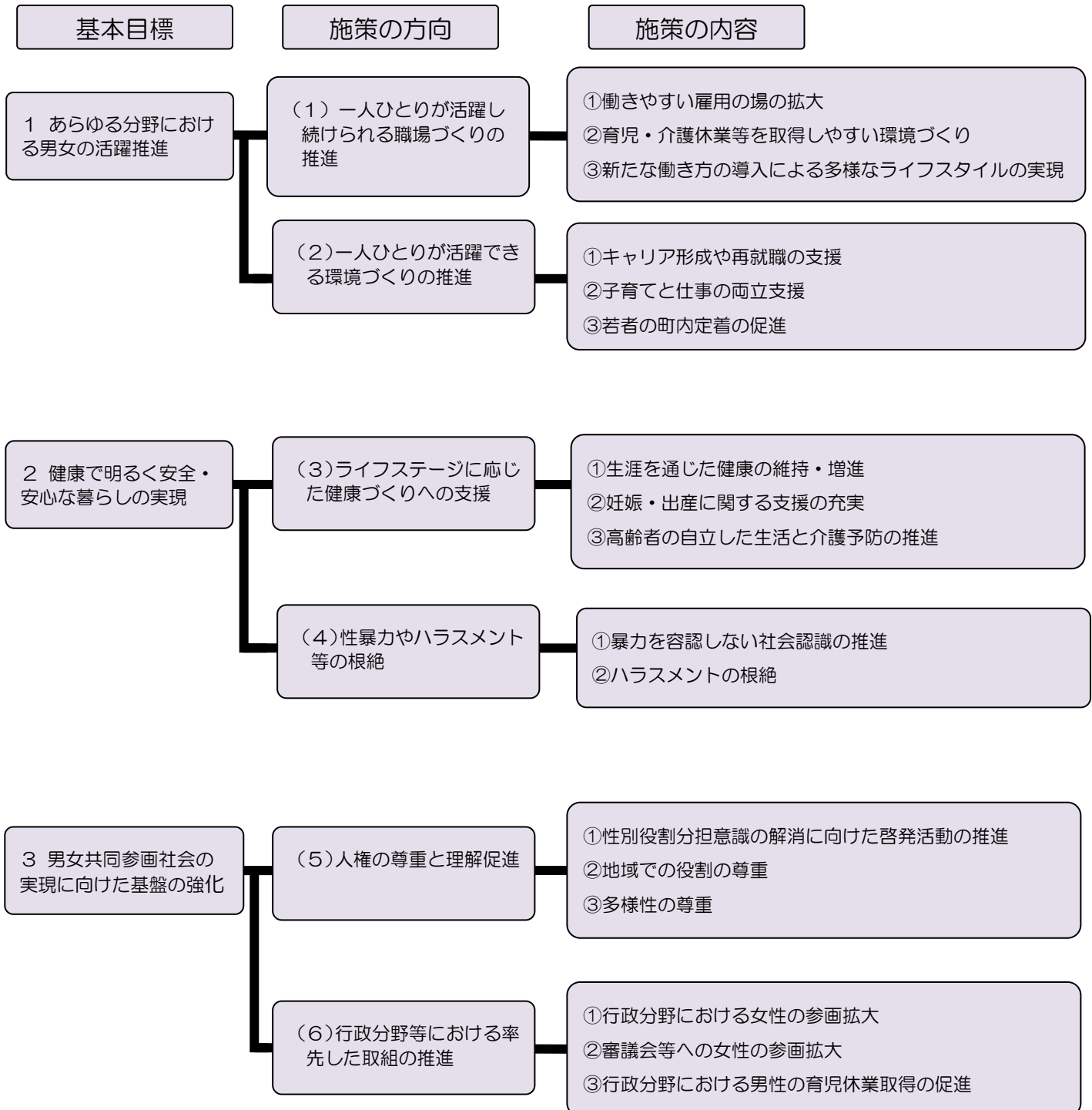
2 基本目標

基本理念実現のため、次の3つの基本目標を設定します。

- 1 あらゆる分野における男女の活躍推進
- 2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現
- 3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化

第2章 計画の体系と施策の内容

1 計画の体系



2 施策の内容

基本目標 1 あらゆる分野における男女の活躍推進



人口減少や少子高齢化が急速に進む中、本町の活力を維持・向上していくためには、経済活動や地域活動など社会のあらゆる分野において、男女の活躍を推進していくことが重要です。

このため、企業等における新たな働き方の導入など、一人ひとりが活躍し続けられる職場づくりを進め、きめ細かなサポートや魅力ある職場づくりによる若者の町内への定着の促進、男性の家事・育児・介護等への参画促進など、男女が活躍できる環境づくりを進めます。

施策の方向 1 一人ひとりが活躍し続けられる職場づくりの推進

ワーク・ライフ・バランス^{*6}の実現に向けた積極的な意識啓発を図り、企業等における男女の育児・介護休業等を取得しやすい環境づくりを促進するほか、多様で柔軟な働き方の実現に向けて経済団体等と連携しながら、官民一体となった取組を促進します。

また、あらゆる産業分野で男女の差別なく活躍できるよう、雇用拡大に向けた取組を進めます。

【施策の方向と内容】

内 容	担 当
① 働きやすい雇用の場の拡大 男女ともに働きやすい環境づくりのため、企業や関係団体等と連携し啓発活動を行います。 家族経営協定 ^{*7} の普及と女性農業士の育成に努めます。	商工観光交流課 企画政策課 農林課 農業委員会

<p>② 育児・介護休業等を取得しやすい環境づくり</p> <p>育児・介護休業等の取得について、男女ともに制度を利用しやすい環境づくりを進めます。</p> <p>育児休業制度を活用した人数の増加、男女の割合の把握に取り組みます。</p>	<p>商工観光交流課</p> <p>総務課</p> <p>企画政策課</p>
<p>③ 新たな働き方の導入による多様なライフスタイルの実現</p> <p>男女ともにワーク・ライフ・バランスが実感できるよう、経済団体等と連携し、働き方改革による長時間労働の削減、新たな働き方のリモートワーク^{※8}やフレックスタイム制度^{※9}、短時間勤務制度の導入など、多様で柔軟な働き方の実現に向けた取組を促進します。</p>	<p>商工観光交流課</p> <p>総務課</p> <p>企画政策課</p>

施策の方向2 一人ひとりが活躍できる環境づくりの推進

すべての人が、自らの意思によってその個性と能力を十分に発揮しながら活躍できるよう、キャリア形成等に対する支援を行います。

また、子育て世帯が、子育てと仕事を両立する選択ができるよう教育・保育サービスの充実を図ります。

進学や就職を機とした町外転出が多い若者を対象に、魅力ある職場づくりや情報発信を行い、町内への定着を促進します。

【施策の方向と内容】

内 容	担 当
<p>① キャリア形成や再就職の支援</p> <p>男女を問わず、就労者のキャリアアップや学生を含む求職者の就業機会を拡大するため、資格取得の支援や雇用情報の提供等を進め、再就職や雇用環境の充実を図ります。</p>	<p>商工観光交流課</p> <p>企画政策課</p>

<p>② 子育てと仕事の両立支援</p> <p>通常保育のほか、延長保育、障がい児保育、一時預かり保育、病児保育等の保育サービスの充実を図ります。</p> <p>児童が放課後を安心して過ごせる場所の確保や健全な育成が図られるよう、放課後児童クラブの体制整備を図ります。</p> <p>子育て世代包括支援センター※¹⁰における妊娠期から子育て期（18歳まで）にわたる切れ目のない支援の充実を図り、育児不安の軽減や発達支援などに取り組みます。</p>	<p>健康推進課 福祉課</p>
<p>③ 若者の町内定着の促進</p> <p>若年層の進学や就職を機とした町外への転出が多いため、魅力ある職場等の情報発信を強化します。</p> <p>新卒者の町内企業就業者数の増進に取り組みます。</p>	<p>商工観光交流課 企画政策課</p>

基本目標 2 健康で明るく安全・安心な暮らしの実現



誰もが、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう、健康教育の充実や高齢者の自立、介護予防の推進などライフステージに応じた健康づくりの取り組みを推進することと併せ、経済社会における男女が置かれた状況の違いなどから、女性が陥りやすい貧困等生活上の困難の解消を図るため、多様な困難を抱える家庭の実情に応じたきめ細かな支援を行います。

また、性犯罪・性暴力をはじめ配偶者等からの暴力は犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、男女共同参画を推進していく上で克服すべき重要な課題であることから、この根絶に向けた取組をより一層推進します。

施策の方向 3 ライフステージに応じた健康づくりへの支援

誰もが健康について理解を深め、生涯にわたり健康を維持できる取組を推進します。

また、高齢化が進行する中で、高齢者の社会参画や生きがいづくり活動のほか、介護予防につながる活動を促進し、高齢者が健康で自立した生活を送ることができる社会づくりを推進します。

【施策の方向と内容】

内 容	担 当
① 生涯を通じた健康の維持・増進 ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みについて、安心して相談できる体制づくりを推進するとともに、がん検診等の予防対策も含めた健康づくりの推進に取り組みます。	健康推進課
② 妊娠・出産に関する支援の充実 妊娠、出産、不妊、不育に関して子育て世代包括支援センターにおける保育指導や相談等の充実を図ります。	健康推進課
③ 高齢者の自立した生活と介護予防の推進 超高齢化の時代を迎え、誰もが住み慣れた地域で健やかに生活できるよう、	福祉課

一人ひとりの健康に関する意識の高まりを啓発し、住民の健康意識の啓発と疾病予防、健康寿命延伸に取り組みます。	
---	--

施策の方向4 性暴力やハラスメント等の根絶

性犯罪・性暴力や配偶者等からの暴力のほか、職場におけるハラスメントなどは依然として深刻な社会問題となっています。こうした状況に引き続き対応する必要があるため、性に起因した暴力の根絶と当事者とならない教育や暴力を容認しない社会環境の整備等に取り組みます。

【施策の方向と内容】

内 容	担 当
<p>① 暴力を容認しない社会認識の推進</p> <p>ドメスティック・バイオレンス^{※11}等をはじめ、あらゆる性に関する暴力の根絶に向け、関係法令の周知と意識啓発を実施します。</p> <p>また、暴力に関する悩みを安心して相談できる窓口や女性の人権ホットライン等の周知に努めます。</p>	<p>企画政策課 町民生活課 福祉課</p>
<p>② ハラスメントの根絶</p> <p>男女がともに仕事と生活を両立しにくい職場の雰囲気や、セクシュアルハラスメント^{※12}やパワーハラスメント^{※13}、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント（マタニティハラスメント^{※14}等）などの解決のため、男女共同参画センター^{※15}や関係団体等と連携しながら啓発活動を行います。</p>	<p>企画政策課 町民生活課 福祉課</p>

基本目標 3 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の強化



男女が互いに人権を尊重し、あらゆる分野においてそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現するため、多様性に配慮した固定的な性別役割分担意識^{※16}の解消や、人権尊重を基盤とした教育の充実を図ります。

また、企業や団体等における女性の活躍推進に向けた取組を進めるため、行政分野で政策・方針決定過程への女性の参画を推進するなど率先した取組を進めます。

施策の方向 5 人権の尊重と理解促進

誰もが尊厳を重んじた対等な関係づくりを進めるため、多様性に配慮しつつ固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発を進めます。

【施策の方向と内容】

内 容	担 当
①性別役割分担意識の解消に向けた啓発活動の推進 職場や家庭・学校・地域等あらゆる分野での固定的な性別役割分担意識や慣行、習慣等の見直しの呼びかけや、男女共同参画社会に関する広報・啓発を推進します。	企画政策課 町民生活課
②地域での役割の尊重 自治会等地域に根ざした組織において、男女がそれぞれの個性や能力を十分に尊重しあえるよう男女共同参画を推進します。	企画政策課
③多様性の尊重 秋田県パートナーシップ宣誓証明制度 ^{※17} の導入に合わせ、多様性を尊重した体制づくりを進めます。	企画政策課

施策の方向6 行政分野等における率先した取組の推進

企業や団体等の取り組みを推進するため、女性の登用や男性職員の育児休業取得に町が率先して取り組みます。

【施策の方向と内容】

内 容	担 当
①行政分野における女性の参画拡大 政策や方針決定過程への女性の参画意識を高めるため、人材育成と活用を進めます。 行政職員の男女共同参画理解促進のため講座等の開催に取り組みます。	全課
②審議会等への女性の参画拡大 町の審議会委員等の選出にあたり、積極的に女性の登用を進めます。 女性の委員がいない審議会等の解消に取り組みます。	全課
③行政分野における男性の育児休業取得の促進 男性職員の育児休業取得率の向上に率先して取り組みます。	全課

3 計画の指標

男女共同参画社会実現のため、次の項目を重点目標とし、施策を実施します。

No.	項目	現状値	目標値
1	家族経営協定締結数（累計）	52人	57人
2	女性農業士認定者数（累計）	2人	7人
3	町男性職員の育児休業取得者数（累計）	1人	4人
4	保育園等の待機児童数	0人	0人
5	資格取得支援事業活用による女性の割合	11.8%	20%
6	乳がん検診受診率	39.5%	50%
7	子宮がん検診受診率	20.2%	50%
8	審議会等への女性の参画率	21.7%	30%
9	町管理職の女性職員の割合	25.5%	30%

参 考 資 料

三種町男女共同参画審議会設置要綱	(P16)
用語解説	(P17)
三種町男女共同参画審議会名簿	(P20)
三種町男女共同参画連絡調整会議委員	(P20)

三種町男女共同参画審議会設置要綱

(設置)

第1条 男女共同参画施策の総合的かつ計画的な推進について調査審議するため、三種町男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 町長の諮問に依じて、基本計画の策定及び変更に関して調査審議し、意見を述べること。
- (2) その他男女共同参画の推進に関する重要な事項に関して調査審議し、町長に意見を述べること。

(組織)

第3条 審議会は、町長が委嘱する委員12人以内で組織する。

- 2 委員は、町民及び関係団体の代表者のうちから町長が委嘱する。
- 3 委員の任期は、1年とする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長を置き、その選出は委員の互選による。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合は、町長が会議を招集する。
 - (1) 最初の会議を招集するとき。
 - (2) 会長及び副会長が欠けたとき。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この告示は、平成24年1月6日から施行する。

用語解説

①男女共同参画社会基本法

男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的として、平成11年6月23日法律第78号として、公布、施行されました。

②男女共同参画社会

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のことです。この男女共同参画社会の定義は、男女共同参画社会基本法や秋田県男女共同参画推進条例で定められています。

③男女共同参画基本計画

国の定める男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的計画です。

男女共同参画社会基本法第13条により、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的な推進を図るために政府が定めなければならないとされており、令和2年12月25日第5次計画が閣議決定されました。男女共同参画社会基本法第14条により、区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を、都道府県は国の計画を勘案して定めなければならないことが、市町村は国の計画及び都道府県の計画を勘案して定めるよう努めなければならないことが規定されています。

④女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）

女性が希望に応じ職業生活で活躍できる環境を整備することを目的とし、同法により平成28年4月1日から、従業員301人以上の企業と、雇用主としての国や自治体は、女性の活躍推進に向けた「行動計画」の策定と公表が義務づけられています。

⑤あきたF・F推進員

地域での男女共同参画推進の中心的役割を担う人材として、秋田県が平成13年度からの年次計画で人材養成している推進員のこと、令和3年度までに男女109名が活躍しています。F・Fとは、フィフティ・フィフティ（Fifty-Fifty）の頭文字を取ったもので、仕事や家庭、社会へ男女が共に協力しあいながら参画しあうという意味が込められています。

⑥ワーク・ライフ・バランス

誰もが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発等、様々な活動を自分の希望するバランスで実現できる状態のことです。

少子化の流れを変え、人口減少下でも多様な人材が仕事に就けるようにするほか、企業がワーク・ライフ・バランスに取り組むことにより、多様な人材を活かした競争力の強化、従業員の意欲向上や業務効率化による生産性の向上等、企業経営でもメリットがあるとされています。

⑦家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、家族間の十分な話し合いに基づき、経営方針や役割分担、世帯員全員が働きやすい就業環境等について取り決める協定のことです。

⑧リモートワーク

情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のことです。

⑨フレックスタイム制度

労働者が日々の始業・終業時刻、労働時間を自ら決めることによって、生活と業務との調和を図りながら効率的に働くことができる制度です。

⑩子育て世代包括支援センター

保健師や助産師などの専門スタッフが妊娠・出産・子育てに関する様々な相談に対応し、地域の関係機関との連携を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない総合的な支援を行います。

⑪ドメスティック・バイオレンス（DV）

一般的には、「配偶者（事実婚、元配偶者含む）や恋人等親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」をいい、身体的暴力のみならず、精神的、性的暴力等も含まれます。

⑫セクシュアルハラスメント

相手方の意に反する性的な言動によって、不快にしたり、肉体的・精神的な苦痛や困惑等を与えることをいいます。「性的な言動」とは、性的な関心や欲求に基づく言動をいい、性別により役割を分担すべきとする意識に基づく言動（いわゆるジェンダーハラスメント）も含まれます。また、特定の相手に向けられた言動だけでなく、不特定の者に向けられた言動も含まれます。

⑬パワーハラスメント

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係等の職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為をいいます。上司から部下に行われるものだけでなく、先輩・後輩間や同僚間、さらには部下から上司に対して様々な優位性を背景に行われるものも含まれます。

⑭マタニティハラスメント

働く女性が妊娠・出産を理由とした解雇・雇止めをされることや、妊娠・出産にあたって職場で受ける精神的・肉体的なハラスメントで、日本労働組合総連合会（連合）は、働く女性を悩ませる「セクハラ」「パワハラ」に並ぶ3大ハラスメントとして位置づけています。

⑮男女共同参画センター

男女共同参画社会の形成を推進しようとする団体等に対し、情報及び研修の機会を提供するとともに、その団体等の交流その他の活動を支援するために設置している県の施設です。

⑯固定的な性別役割分担意識

男女を問わず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事・女は家庭」、「男性は主要な業務・女性は補助的業務」といったように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方のことです。

⑰秋田県パートナーシップ宣誓証明制度

秋田県では多様性に満ちた社会作りのため、民法による婚姻ができない者同士（たとえば同姓の者同士）が、互いを人生のパートナーとして宣誓することで家族や夫婦同様の各種サービスを受けられることを目指します。

三種町男女共同参画審議会名簿

(敬称略・順不同)

氏名	性別	所属等	備考
伊藤 卓美	男	秋田やまもと農業協同組合	
田中 洋平	男	三種町建設業協会	
佐藤 綾子	女	三種町商工会	
安達 隆	男	三種町社会福祉協議会	
見上 雅子	女	八竜保育園	
相原 真弓	女	特別養護老人ホーム美幸苑	
三浦 輝記	男	森岳温泉病院	
國柄 春美	女	三種町人権擁護委員	
工藤 昭子	女	秋田県F・F推進員	
河村 純子	女	道の駅ことおか	
笹村 敬一	男	山本地域産物利用促進組合	
工藤 友子	女	生涯学習奨励員協議会	

三種町男女共同参画連絡調整会議委員

課名		
総務課	福祉課	健康推進課
町民生活課	企画政策課	



三種町

企画政策課

〒018-2401

秋田県山本郡三種町鶴川字岩谷子8

Tel.0185-85-4817

Fax.0185-85-2178

HP <http://www.town.mitane.akita.jp/index.html>